

2024年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

開催日時：2024年6月28日（水）13:30～15:00

開催場所：市民文化センター（クリスタルアージュ）4階402

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 笹井 浩正 安芸高田警察署（代理出席） 藤田 美佐子 三次人権擁護委員協議会安芸高田市部会 副部長 伊藤 千代子 安芸高田市障害者自立支援協議会 会長 桑田 茂 安芸高田市PTA連合会 代表 吉岡 真奈美 安芸高田市保育連盟 会長 大里 剛 安芸高田市立中学校校長会 代表 神田 正広 安芸高田市危機管理監 新谷 洋子 安芸高田市総務部 部長 内藤 道也 安芸高田市市民部 部長 井上 和志 安芸高田市福祉保健部 部長 柳川 知昭 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
欠席委員	関藤 仁司 安芸高田警察署 署長（代理出席） 佐々木 昌荘 安芸高田市民生児童委員協議会 会長 芦田 宏治 安芸高田市議会 代表 齋藤 英二 安芸高田市社会教育委員 代表 四良丸 優子 安芸高田市立小学校校長会 代表
出席した事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長 津賀山 泰佑 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 藤井 圭 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○開会

委嘱状の交付

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 会長、副会長の選任
4. 会長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料等について

○日程第2 報告

1. 「いじめ防止等のための基本的な指針」について
2. 2023年度いじめ問題等の状況について
3. 安芸高田市教育委員会の取組について

○日程第3 協議

1. 意見交流

○日程第4 その他

1. 諸連絡等

○閉会

1. 副会長あいさつ

—配布資料—

- ・2024年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
- ・2023年度 安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について
- ・「あきたかた こころポスト」チラシ（中学生版）

会 議 概 要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより 2024 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会議を開会いたします。初めに委嘱状を交付いたします。お手元の資料 No. 1 委員名簿をご覧ください。関係条例にもとづき本日から 2025 年 3 月 31 日までを任期として 15 名の委員を委嘱させていただきます。委嘱状ですが、本来ならお一人ずつ交付すべきところですが、時間の関係上代表者に教育長から手交をいたします。なお、代表者以外の皆さまには失礼ではございますが、本日の資料とともにお手元に配布しております。氏名に間違いがないか確認をお願い致します。</p>
教育長	<p>委嘱状 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱する。任期は 2025 年 3 月 31 日までとする。2024 年 6 月 27 日安芸高田市教育委員会。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして教育委員会を代表し、永井教育長がご挨拶を申し上げます。</p>
教育長	<p>委員の皆さま方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、本日の会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。開会にあたりまして、私の方から大きく三点お話をさせていただきます。一点は、本市の小学生中学生の不登校をめぐる状況。二点目は、学校の取組に対する行政の主な支援の内容。三点目が、具体的に小中学校が今取り組んでいる内容について少しふれさせていただければと思います。まず一点目、不登校をめぐる状況でございますが、昨年 5 月にコロナ感染症にかかわって 5 類に移行となりました。小学校中学校の不登校の数が大きく減少することを期待し様々小中学校と連携しながら取組をしてまいりましたが、昨年度の状況は残念ながら大きく不登校を減少させるということには至りませんでした。もちろん、不登校は様々な要因が複合的に絡んでおりますので、すべてにその背景としていじめがあるということではありませんが、コロナ前小中学校合わせて 22 名から 25 名位に抑えていたところが昨年度も 54 名という非常に不登校の数が多く、本市の小学校中学校に出ているという状況がございます。このことについて分析も必要なのですが、ある意味一番無権利な状態に置かれている子供たちにコロナ感染症も大きく影響しました。学校生活で言いますと、行事等様々なものが延期あるいは中止となる。友達との接触も制限を加えられる。大人でも息苦しい生活を余儀なくされたわけですが、全国的な傾向を見ても、コロナの影響がより無権利な状況におかれている子供たちに大きく出てしまったということは本市に於いても同じかなと思います。数字的なことは後ほど担当者のほうから説明をさせていただくことにしております。二点目でございますが、近年、未来への投資という呼びかけの中で教育に対する様々な施策、予算を投じていただきました。今年度を見ましても市の全体の予算が約 193 億ありますが、そのうち約 19 億が教育関係の予算ということで全体に占める割合は 9.8%ということになっております。具体的には、小学校体育館への空調設備や小学校児童用机椅子の更新、これは JIS 規格の大きい天板に現在 3 年計画で更新するというので取り組んでおります。合わせて、給食費の無償化、学校用務員、給食支援の配置といった形で子供たちの教育環境、あるいは学校で働く教職員の環境は随分よくなってきていると思います。校長会等におきましても、学校が教育行政と一体となって結果を出すということを確認しているところがございます。いじめでありますとか不登校でありますとかそういうことをしっかり減少させることも含めて、子供たちが、本当に学校が楽しいと言える状況を作っていきたいと思っています。三点目は、今年度小学校中学校が具体的にどんな取組をしているのかということです。一点は、協同学習です。これまで「学び合いの授業」という言い方をしておりましたが、今年度から「協同学習」という言い方で、この間ずっとご指導いただいております岡山大学の佐藤暁先生を市内小中学校へ招聘をしまして、教師が教えるこれまでの授業から子供同士が学びあう主体性をもって対話を通して学び合う授業づくりを進めております。そういうことの</p>

	<p>中で子供たち同士が関係性を深めていき、いじめや不登校といった問題へも対応できたらと考え取組を強化しております。二つ目は7月上旬に中国新聞に取り上げられると思いますが、「チーム担任制」を特に小学校でございませうが、これまでの固定担任制から、今年度からチーム担任制ということで一人がどこかの学年を担任するというのではなくてチームで子供たちに関わっていくという取組をしております。これらを通して子供たちが話しやすい先生を見つけて何かあったらその話しやすい先生に相談ができる環境であったり、職員が、様々な課題に対して一人で請け負うのではなく四人なり五人のチームでその問題を請け負い、対処方法を考えチームで取り組んでいったりということで負担を軽減していこうという形で、低学年は固定担任制の場合もありますが、小学校の全ての学校に於いて取り組んでおります。中学校では、昨年度から取り組んでおります1日5時間の時間割です。中学生の大きな関心事であります部活動を、しっかり活動できる時間を保証し、尚且夕方早く下校できる体制をとって生徒の負担、職員の負担を軽減していこう、次の日元気で明るく登校できる環境を作り上げていこうとしております。大きくは三点の取組で、本日の大きなテーマでありますいじめ問題や不登校といったようなことを、少しでも少なくしていくことができたらと考えております。委員の皆さまにおかれましては、引き続きご理解をいただくと共に様々な形のご指導ご支援をお願いいたしまして簡単ではございますが開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>続きまして本日出席の委員の皆さまならびに事務局職員の紹介を行います。資料1の委員名簿にそって順次自己紹介をお願いします。</p> <p>～欠席者の紹介及び委員・事務局自己紹介～</p>
事務局	<p>続きまして本協議会の会長ならびに副会長の選任を行います。いじめ問題対策連絡協議会に関する規則第3条第2項の規定では、委員の互選により選出することになっております。皆さまから立候補あるいはご推薦がありますでしょうか。ないようでしたら、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>お願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局案として会長に安芸高田市障害者自立支援協議会 会長 伊藤千代子さま、副会長に三次人権擁護委員協議会安芸高田支部会 副会長 藤田美佐子さまを提案させていただきます。ご承認いただけますでしょうか。</p>
全員	<p>一拍手一</p>
事務局	<p>ご承認いただきましたので会長に伊藤委員、副会長に藤田委員を選任いたします。伊藤会長、藤田副会長、前の席へ移動をお願いします。はい、それではここで伊藤会長さまよりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>昨年に引き続き、今年も会の会長をやらせていただきたいと思います。私もここに来る前に考えておかないといけないと思ひ、うちのスタッフに障害児の児童発達と放課後デイサービスの現状を聞いてきたりしました。先ほどの永井教育長さんのお話を聞きながら、ちょうど三点ほど教育長からのお話と内容が合ったので、しっかりと取組されているなと思ひました。昔、息子がお世話になりましたが、あの当時と全く社会や在り方が大きく変わり、一人一人を大切にという部分で安芸高田市ならではの施策を考えておられることを感じました。スタッフから聞き取った中にも感じております。協議の時には、現場の先生にお話を聞かせていただければと思ひます。このような場でしっかりとみんなで意見を出し合いながら連携を深めていけたらと思ひるのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>教育長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。</p>

教育長	どうぞよろしくお願いたします。
事務局	ここからの議事運営につきましては、規則第 3 条第 3 項の規定に基づき伊藤会長に議長ならびに進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。
会長	よろしくお願いたします。それではレジュメにそって会議を進めたいと思います。まず日程第 1 事務局の諸連絡等 配布資料について事務局からお願いたします。
事務局	配布資料について説明をいたします。まず資料ファイルの確認ですが、関係の資料をまとめたファイルをお渡しして、委員が交代された場合は各所属で引き継いでいただくようお願いしてあります。もし無い場合は新しいものをお渡しいたしますのでおっしゃってください。次に本日配布しております資料をご確認ください。レジュメ資料 1 から 3 までとなっております。ないものがあればお申しつけください。資料 1 は委員名簿となっております。お名前等に誤りがあればお申しつけください。よろしくお願いたします。以上です。
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、配布物等についての不足はございませんか。それでは日程第 2 の報告に移りたいと思います。(1)いじめ防止等のための基本的な方針について事務局から報告をお願いいたします。
事務局	<p>資料はファイル綴じのものになります。このファイル綴じの中を開いていただきまして国方針の見出しシールを貼ってある部分をお開きください。1 ページから法律制定の意義、2 ページからいじめ防止等の対策に関する基本理念がそれぞれ明記されています。1 ページ下段に法律の条文が明記されていますが、本いじめ問題対策連絡協議会の設置根拠となる法律はいじめ防止対策推進法となります。平成 25 年のいじめ防止対策推進法の施行を国が平成 29 年 3 月にいじめの防止等のための基本的な方針の改訂をしております。ここで改めていじめとは何かについて説明をさせていただきます。ファイルの中の法律という見出しシール箇所の資料をご覧ください。こちらが先ほどもふれましたいじめ防止対策推進法です。中段の定義第 2 条をご覧ください。読み上げます。</p> <p>この法律においていじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。とあります。かつてのいじめの定義には、自分よりも弱い者に対して一方的にあるいは継続的に深刻な苦痛との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていません。いじめの定義についてあらためてご確認いただけたらと思います。</p> <p>それでは具体的にどのようなものがいじめであるかについてご説明します。ファイル見出し国方針にお戻りください。こちらの 5 ページをご覧ください。下段に具体的ないじめの態様が明示されています。冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間外れ、集団により無視をされる。などが列挙されています。これらのことを踏まえ、安芸高田市でもいじめ防止基本方針を策定しています。ファイル見出し市方針をご覧ください。1 ページの下段です。先ほど説明した国の方針や法律を踏まえ、安芸高田市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方を定めています。いじめはどの子供にもどの学校でも起こりうるものとし、以下(1)から(5)の視点を中心として取組を推進することにしています。また学校におけるいじめの防止等に関する取組については、3 ページ下段以降に定めておりますので後ほどご確認をお願いいたします。現在市内の小中学校では、いじめやその兆候を早期の段階で把握するように努めており、初期段階のいじめであってもあるいは 1 回限りのいじめであっても、学校が組織として把握指導し解決につなげることを重要視しています。この後報告します 2023 年度のいじめ問題等の状況は新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し通常教育活動徐々に戻ってきた一年間の状況になります。コロナ禍の負の影響が残っている様子も見受</p>

	けられます。そう言った側面も含め後ほど説明をいたします。説明は以上でございます。
会長	ただいま報告内容について、何かご質問等ございますか。それでは次に(2)2023年度のいじめ問題等の状況について事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>昨年度 2023 年度のいじめ問題等の状況について資料 2 をご覧ください。資料 2 の上部、右側をご覧ください。2023 年度は小中学校合わせて暴力行為が 14 件、いじめが 8 件、不登校が 54 人でした。グラフにもあるように、2022 年度に比べて暴力行為は 1 件の増加、いじめは 2 件減少、不登校は 2 人減少となっております。</p> <p>暴力行為について詳しくご説明します。資料 2 中央部をご覧ください。2023 年度の状況、1 暴力行為について、対教師暴力が 1 件、児童生徒間暴力が 9 件、器物破損が 4 件となっております。事案があった際には学校で丁寧に聞き取り指導を行っております。学校として組織的に対応し、保護者連絡に努めています。昨年度に関わらず衝動的に行動をしてしまうケースが多い傾向がずっと続いております。怒りの感情を抑えきれずコントロールできずに暴力につながるケース、また遊びや悪ふざけが徐々にエスカレートしていった勘違いが暴力行為に繋がっているケース、けんかや暴力をふるいあうケースもみられました。また、特別な配慮を有する児童生徒への対応につきましては、特別支援教育の視点を取り入れながら支援をしていかななくてはいけないというところを関係機関と連携をしながら取り組んでいます。今年度は 5 月末までで 7 件の暴力事案が生起しています。</p> <p>続きまして、2 のいじめについてです。いじめの認知件数は 2023 年度小学校 6 件、中学校 2 件、合計 8 件でした。いじめの状況、態様やいじめを把握できた要因については、重複する場合がありますので事案数とは一致はしませんのでご了承ください。先ほど教育長の話にもありましたが、学校全体で早期に問題解決に向けた取組を行うように教育委員会としても指導しているところです。いじめは絶対に許さないという毅然とした体制で臨むことにより、全ての児童生徒にとって学校が楽しいと思える、また全ての児童生徒に居場所があるよう生徒指導の充実を図っていきたくと考えております。また認知したいじめについては、学校の教職員が組織的に対応することを重要視しております。加害側の児童生徒、被害側の児童生徒、またその保護者に対して、組織的に丁寧な対応を意識し、継続的に取組を行っております。いじめの問題は当該児童生徒だけの問題にしないように学級全体、学校全体の問題ととらえております。学級づくり全体の取組としても引き続きしっかりと参ろうと思っております。今年度は 5 月末時点でいじめの認知件数は 1 件となっております。今年度の取組といたしまして、これまで以上に早期発見、早期対応ができるようにと考えております。先ほども申しましたが組織的な対応に限らず、いじめアンケートは今年度も実施いたしますし、個別面談、スクールカウンセラーの面談等、また「こころポスト」を昨年 1 月から始めております。それらを通して子供の心に寄り添う取組を充実させて参る所存です。また、今年度も市内全中学校区にスクールカウンセラーを配置しております。スクールソーシャルワーカーは吉田中学校校区に 1 名配置されており、家庭、地域、学校の連携の橋渡し役として子供の心に寄り添う取組の一つとして充実させていきたくと思っております。最後に 3、不登校についてです。23 年度小学校は 17 名、中学校は 37 名、合計 54 名でした。不登校の児童生徒について把握した事実というところがございますが、一昨年度と代わりましてこれまでは要因というような形で調査を国もしていましたが、昨年度の調査からは要因ではなく、不登校の児童生徒について把握した事実ということで調査をしております。ですからこれがそのまま要因という意味ではない子も一定数いるとは思っております。実際に相談があったということなのでこういった思いを持っているというのは事実であります。22 年度が統計を始めて以来安芸高田市では一番高い数字となり 56 名でした。昨年度もほぼ同数となりました。教育委員会としても非常に危機感を感じております。今年度は重点施策として不登校支援</p>

	<p>の充実を掲げております。具体的には、指導主事等の学校への訪問指導、各校の教育相談委員会に参加して指導助言を行っています。また今年度、吉田中学校が県の SSR スペシャルサポートルーム指定校となっております。吉田中学校を中心に不登校支援の取組をさらに充実させて市内全体に発信をさせてまいりたいと考えております。安芸高田市教育支援センターあすなろの取組も今年度更に充実させる予定であります。これまで通所による支援が一つだったのですが、今年度既に始めているのですが、重点的に支援を要する学校へ支援員が定期的に学校へ訪問して支援をする体制を整えました。支援員が週に一日程度学校訪問をして不登校支援をしております。また現在オンラインを活用した支援も準備を進めているところです。できれば 2 学期半ばから行っていきたく思っております。今年度は 5 月末時点で小学校が 4 名、中学校が 10 名の不登校児童生徒が出ているところであります。以上です。</p>
会長	<p>状況を説明していただいたのですが、その中で質問やもう少し詳しく聞きたいというところがありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>不登校に関してですが、定義について、例えば 1 日からなのか、3 日からなのか、1 週間以上休んだら不登校とカウントしているとか、不登校の児童に対しても 1 回不登校になってまた来た、でもまた不登校になったという場合、1 回にカウントするのか 2 回にカウントするのか具体的なことを聞きたいです。</p>
事務局	<p>不登校の定義ということでございますが、まず、不登校ともう 1 つ長期欠席というのがございます。先ず理由はどうあれ 30 日以上欠席した場合は長期欠席という扱いになります。長期欠席をした子供たちの中で、心理的とか特定の要因によって学校にいけない、簡単に申しますと病気、経済的理由以外の要因で欠席した場合は不登校となります。1 年間で 30 日以上休んだ時は長欠、その中で病気や経済的理由以外で休んだ児童生徒は不登校となります。ちなみにコロナとか感染症の脅威というところで欠席した場合は、不登校にはカウントされないという形になっております。終息しておりますのでそのような子は少ないのですが、昨年度であればそういった子供たちも不登校には含まれておりません。また、複数回といったカウントはなく、年間の欠席日数で定義がされますので 30 日を超えた時点でカウントされるということになります。</p>
会長	<p>他にはございませんか。暴力行為についてなんです、安芸高田警察の方も来ていただいておりますが、警察の方が入って頂かなければならないような暴力行為とかはあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>私が確認している中ではそういったケースは、昨年度はなかったと思います。</p>
会長	<p>校内で起きた暴力のみですか。</p>
事務局	<p>校内の暴力のみです。</p>
会長	<p>協議のところで詳しく聞かせていただいたらいいかと思えます。他に何かありますか。大丈夫でしょうか。それでは次に、三番目として安芸高田市教育委員会の取組について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>安芸高田市教育委員会の取組として 3 点ほどお伝えをいたします。先ず 1 点目。先ほども申し上げましたが安芸高田こころポストの運用についてです。資料 3 をご覧ください。これは今年の 1 月から始めた取組で、お配りしている資料 3 は中学生宛てのチラシになっております。児童生徒が不安、悩みを相談できる場所として、GIGA 端末、一人一台端末を子供たちは持っておりますのでその端末内にこころポストというものを設置しました。学校や教育委員会に児童生徒がそのまま投稿できるシステムになっております。記名式無記名式どちらでも可能で、それを活かしまして子供たちの SOS を早期に大人が気づき対応できるようにすることを目的に設置をしております。実際に昨年 1 月に運用を始めて 3 か月間で約 100 件の投稿がありました。内容は主に友人関係の悩み、授業や</p>

	<p>学習に関する悩みが多くあります。今年度も運用を継続しておりますが、すでに 100 件弱来ておりますのでこの声を見逃さずに、チーム学校で早期に最適な支援をするために続けていこうと思っております。二点目はいじめアンケートについてです。例年すべての学校で年 2 回から 3 回の複数回いじめアンケートを実施しております。昨年度も同様に実施しております。昨年度のいじめ問題対策委員会の中で、無記名もしくは無記名も選択できる形によるアンケートの実施をというご意見をいただきました。昨年度中にそういった形でのアンケートを実施するよう教育委員会としても指示を行いました。今年度もおよそ学期に 1 回程度アンケートを行うのですが、そのうち 1 回ないし複数回は、無記名もしくは無記名が選択できる形によるアンケートを実施することとしております。言えない子供への配慮ということで実施をする予定です。三点目です。各校の校則の見直しについてです。校則の内容・必要性についてはこれまでも毎年見直しを継続的に行ったり活動をしたりしてきましたが、2022 年 12 月に国が出しております生徒指導提要在が大きく改定をされました。それを受けまして、昨年度は重点施策の一つに定め、校則の抜本的見直しを行っております。児童生徒や保護者とともに、校則の必要性や校則の共通理解を図りながら学校運営を進める視点で行っております。今後も校則はこれで決まりということではなく継続的に子供たちや保護者と意見交換をしながら見直しを続けていこうと思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>協議に移っていきたいと思います。今の事務局からの報告や状況、取組を説明していただいたのですが、委員の皆様それぞれの所属での実践や必要な対策、課題などを全体で確認したいと思えます。指名させていただく手を挙げていただくかを進めます。まずは中学校からお願いできますか。</p>
<p>委員</p>	<p>自校の内容が中心になりますが、学校の状況と学校が今困っていることを報告させていただきたいと思えます。先ず暴力行為ですが、今年度の暴力行為を含めて困っているのが、生徒が自分の思ったことを事実に思ってしまい、事実確認ができないトラブルが結構あります。こっちの子の言い分とこっちの子の言い分が違う。それぞれが事実だと思っているのでなかなか事実が一致しないというケースが本校では結構あります。お互いの話をしっかり聞くのですが、事実確認を突き詰めていくとできないので、生徒へは今後どのように生活していくのかという事を中心に指導、話をしていくことが多いです。これが、保護者が入ってきて事実確認をしっかりとってという事になるとしんどくなるなど思っています。認知に特性のある生徒もおり難しい状況も多いです。そういったことも考慮に入れながらしていかなければならないと思っております。</p> <p>4 月に警察で相談したのですが、事実関係ははっきりしない場合は第三者が入っていただく方がよいと思っております。そのようなことになればお願いしたいと思っております。事実をしっかりと本人が整理して、ここは悪かったとなればいい方向に行くケースが多いのですが、そうならないケースが増えてきたということが悩んでいるところです。学校としてはどちらも信じるというところできちんと聞いて、今後どうしていくのかというようなことを中心に話を進めております。</p> <p>いじめにつきましても、今困っているのが、いじめの定義というのが非常に幅広いということですね。子供が嫌な思いをしていたり、困っていたりしたら早急に取り組むよう意識をもって行っております。軽微なものも含めて、1 か月後 3 か月後半年という風に継続的に被害者加害者の状況を聞き取りなどして様子を把握し、行為が継続していないかを注意深く見ております。最近の中学生は、ほとんど携帯電話を持っています。家庭の方でネットを通じて友達同士のライングループを作り、その中で誹謗中傷であったり、裸の写真を遊びで送ったりとするようなこともありますので、保護者の方には注意してくださいとお願いしています。携帯電話を通じたトラブルは学校も把握しにくいので困っているところです。</p> <p>不登校についてです。本校は SSR と言って県から指定を受けております。これはスペシャルサポ</p>

	<p>ートルームと言いまして学校には来ることができるがなかなか教室には入れない。つまり学校の中にある教育支援センターみたいな形です。そこに今年度は十数名の子が利用しております。利用の仕方も様々で、基本的には授業に出て、何時間か SSR で休む生徒、あるいは SSR で一日過ごす生徒、10 時ごろ登校して SSR で 1 時間 2 時間過ごして帰るような生徒もおります。もし、この SSR がなかったらこの十数名は学校に来てないのではないかと考えていますので、子供の居場所というところでは本当にありがたく思っております。ここでは勉強したり、ゲームしたり、先生と会話を楽しんだりといった感じで過ごしております。生徒によって違うのですが、何とか人間関係やコミュニケーション能力がついたり、あるいは人に相談する力がついたりして行けばいいなと思っております。教室復帰を大きな目標とはせずに、生徒が大人になった時に社会的自立につながればいいなという思いで支援しているところでございます。課題としては、周知があります。SSR の目的の周知を子供たちや保護者にしてしておりますが、その理解が進むよう、学校が適切にしていかなければいけないと思っております。</p>
会長	<p>ご質問等ありますか。</p> <p>認知に特性のある子というのは、放課後等デイサービスとか児童発達とかもそうなのですが、いわゆる発達障害という言葉で言われている子供たちは結構多く年々増えています。このような小さな町でもものすごくいます。それは社会のルールではなくて本人のルールにのっとって考えていくので、トラブルになったり、カーッとなって暴力になって物をぶつけ合ったりといろいろな形で発散がする子おります。それを放デイとかに来ながら、親やその子にいろいろな活動プログラムをこなしてもらいながら少しずつ改善していくケースがたくさんあります。その時に児童発達のスタッフが現状を聞いてくれと言っていたのが、親御さんの理解がなかなか難しいと言っていました。家庭の環境、例えば外国から来られている方は言葉が通じない。親も子も日本語がわからない。コミュニティ的なものがない。今は翻訳ツールがあるのでそれを使って面談をしていますが、子供は学校行っても言葉が通じないという困難さが結構あって本当に大変な状況です。少しずつ様子を見ながらやってもらうしかないのですが、家庭環境が子供たちに与える影響を感じます。その様な点で、市役所市民課でも言葉の問題や教育に関する問題とかも出てきているのでしょうか。</p>
委員	<p>本市の状況は、外国籍の方がすでに今年の 3 月に 1000 人を超えるという状況で人口の 3% 以上超えるという状況です。大幅に増加しているおり、だいたい 20 代の技能実習生が多い状況です。国籍別にはタイの方、ミャンマーの方ベトナムの方という順です。子どもという視点で見ますと特別増えているという事はないと思います。本市は多国化共生推進施設きらりというのがあります。こちらの方で外国籍の方を対象に日本語教室を毎年度させていただき、日本語検定の効果も出ておりますので一定の利用される方については日本語力がついてきていると実感として持っています。加えて、学習支援をさせていただいております。そのような側面支援を行政として行いながら、全部の言語をフォローすることはできませんけれども、ベトナム語、英語、中国語、ブラジル語、あたりのサポートは重点を置いております。絶えず相談サポート、窓口も設けておりますので活用いただきながら進めていきたいと思っておりますし、お声がけいただければこちらからスマホ等を使ってサポートをさせていただくこともできます。そのような形で行政としては側面支援をさせていただいております。</p>
会長	<p>学校現場の暴力、いじめや不登校の問題が出てきたのですが、SSR というのは昔で言うところの保健室登校見たいな感じですか。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>結構それで助かっている子供たちがいるのでその存在はとていいと思います。それは委員の学</p>

	校だけにあるのですか。
事務局	SSR について私から説明いたします。県内には、県の教育委員会不登校支援センターが指定する SSR 指定校が小中合わせて 35 校あります。高校も今年度から 2 校ほどあります。加えて、市町独自で SSR を運営している市町が増えており、県の指定が 35 校なだけで県内全体ではかなりの数ございます。安芸高田市内でも高宮中、八千代小などは SSR、別室の整備をしております。県指定の SSR は、加配が 1 名つきますので専属の担当が 1 名おります。他の学校は、そういった担当がおりませんので、やりくりをし、時間単位で担当教員が変わるなど、工夫をしていただきながら運営をしているというところです。SSR はポイントが二つありまして、一つは子どもたちにとって安心安全の居場所であるということ。もう一点が成長できる場所であること。委員からもありましたが、学力的というよりは社会的自立に向けた力をつけようという事で自己調整力とか相談できる力とかを校内で安心安全な場所でつけていこうという趣旨で設置をしている場所になります。
会長	すごく大切なことですね。今の学校では中学校まではそのようなものがあって、関わりがなくなってしまうと、その次の段階で不登校とか引きこもりになってしまう。成人後においてもかなりの数が引きこもりの関係で問題が起きていて、そういう方がいっぱいいてどう社会と関係をもってもらおうかという事がものすごい課題です。学校までは良いなと聞かせてもらいました。保育所の方では今のようなことはなにかありますか。
委員	先ほど学校の話をお聞かせしてもらったのですが、認知に特性のある子等の事実確認が難しく解決が難しいと言われたのですが、保育園でも発達障害の子供は増えてきています。発達障害なのかグレーゾーンの子もおります。発達障害とは別に症状は似ているが愛着障害と言って、自己表現が難しかったりすることがあります。保育園では遊び、生活が一日中なので、そこを理解して声をかけたり解決したりが日常です。何がこの子の特性で、何が原因でトラブルが起きているのかを分かりやすく小学校との連携をしながら送り出していくわけですが、その子もずっとその特性で苦しんでいるまま中学校に行っているんだなあとお聞かせしてもらって思いました。友達とのトラブルでどうして自分が苦しんでいるのかを理解してもらいにくく、解決につながっていかないのかと思えます。認知の特性を理解してもらおうという事が解決の糸口になるのではと思いますが、その子自身にしか分からないことがあるので、言葉で表現しにくいことがいっぱいあるのだらうと思いました。 SSR というのは登校にはカウントされるんですよね。でも例えば授業が辛いので SSR に行くというのは授業に出たとはカウントされないわけで、SSR にいるという事は登校にはカウントされるが授業には不参加という形になるんですよね。受け皿を作っていただいて学校の集団と自分が途切れていない居場所があれば、子供たちもまた教室に復帰できるということがあるのかなと思いました。理解のある SSR の専属の先生がいらっしゃったら分かりやすいのかなと思いました。保育園でのそのまが小学校中学校でも響いているんだなと思いました。
会長	連携の問題ができましたが、保育所とうちの施設はとても連携させてもらっております。頻繁に訪問させてもらったり、小学校へ上がっていくときの連携、中学校への連携だったりとしております。しっかりつながっていった方が、その子の為には良いと感じております。行政の方から出席いただいているので何かご意見とかありますか。(意見なし) では、PTA の方から。教育長からいろいろな取組をお話ししていただいたと思うのですが、チーム担任制、協同学習、一日 5 時間の授業で部活に力を入れたり、働き方改革だっりの取組が出されているのですが、PTA の方でその辺の現状がどうか聞かせていただきたい。
委員	私は小学校 5 年生の子供がいるので、通っている学校や中学校の事しかわかりませんが、この 4 月から複数チームによる担任という事について子供と話をします。とても楽しそうでいろいろな先

	<p>生とふれあう機会があつて学校生活も楽しんでやっているとよく聞きます。</p> <p>暴力行為とかいじめ、不登校について話があつたのですが、私の子どもの場合は、少人数なので一学年が10人前後で保育園の時からみんなずっと一緒にいます。ですので、そういった問題点は解決しているし、一クラスの中で仲が良くさらに親同士がお互いに知っているの、チーム担任制はメリットと感じました。私も元々は人口の多いところ出身なので生徒数が増えれば増えるほど問題はあつて、更に出身の小学校が違う中でトラブルも増えてくるのかなと感じました。その点、子どもの学校は人数が少ないですが、みんな仲良くやっているのかと思いました。</p>
会長	<p>学校は思春期で何かしらの問題があるのでそこは通らなければいけない道もあるのだと思います。他の小学校の保護者に聞いてきましたが、ここも人数が少ないので全員の先生がみんなのことをわかってきているし、どんな子供でどんな性格かを分かってくれているので、いろいろな先生から子供の様子を聞いて良かったと感想を聞けました。一昨年は学校が大変だと言っていた保護者からの言葉だったので良い取組だなと思いました。</p> <p>職場体験に来る中学生がいるのですが、中学生から複数担任制なので年度末学期末の懇談をどの先生とするかを選ぶのだと聞き、思春期なので合う先生合わない先生もいると思うのですごく工夫しているのだと聞きました。委員の学校もそうですか。</p>
委員	<p>うちは一クラス40人近くいるので、そうすると大変なことになってしまうのでしていません。ただ懇談の時は選べるようにしています。</p>
会長	<p>福祉課の方で何かありますか。</p>
委員	<p>直接の事ではありませんが、生活保護の部局では障害が有ったり経済的問題でとけこめなかつたり社会に出ても仕事が長続きしないで引きこもりに流れたりするなど、年齢が高くなればなるほど再スタートが難しくなるという状況があります。先ほどSSRのお話も出たのですが、小学校中学校で自分の居場所があるというのは社会人になつてもある程度必要だと思います。障害が有ったり経済的問題が有ったりが原因で引きこもりとかが少しずつ増えてきている状況は実感としてあります。</p>
会長	<p>人権擁護委員にもお越しいただいていますので、言える範囲で相談事とかありますでしょうか。</p>
副会長	<p>先ほど中学校のいじりについての話がありましたが、いじめは他人に対する思いやりとか労りとかの人権意識が低いというのがあつてと思います。人権意識というと大げさのようなのですが、要は他人の心の痛みが分かるかどうかには尽きると思います。私は人権擁護委員をしておりまして各学校に啓発活動として人権教室という事で出向いていきます。小学校は人権の花運動という事で、水栽培でヒヤシンスの花を育ててもらつてもらうことで優しい心とか思いやりをもって育ててほしいというような話をしながら人権教室を行います。中学校はスポーツ人権教室とかパラスポーツ人権教室とか音楽人権教室とかいろいろな切り込み方はあるのですが、それらを通して命とか人権について考えるような教室をしております。高校はデートDV教室をしております。先生方が授業をされるというのは違って民間人が出向いて行き、お話をするというのも大事ではないかと思つております。小学校中学校の先生方に聞きたいのは、どういった人権教室をしたらいいか、どういったものを期待されるか。また後日でもご意見があれば聞かせていただきたいと思いますと思つております。</p>
会長	<p>その他、色々な意見を出し、それぞれの取組を話し連携しながら情報交換をし合いながらやっていくのが大切と感じました。小さな市なので話をすればその状況が全て分かるという感じもありますので、しっかり情報共有させていただいて、そういったケースはうちに相談させてくださいという事もあると思いますのでしっかり連携ができるようになったらいいかと思つております。他になにかありますでしょうか。</p>

	色々のご意見をいただきましてありがとうございます。では3を終わりにして、日程内容のその他に移ります。委員のみなさまの方から何かありますか。事務局からございますか。
事務局	事務局から一つご連絡させていただきます。本日の会議内容については冒頭でも申し上げました通り録音しております、文章に起こしまして会議録に取りまとめます。これまでと同様に市のホームページに掲載をいたします。会議録の案が完成しましたら事前に皆様にお渡しし、ご確認いただいて修正点等あればご連絡をいただいた後に、最終的に掲載という形にしようと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会長	他にはありますか。
委員	安芸高田市警察署です。いじめの対応、少年問題に関して、スマートフォン、SNS、インターネットの関りが非常に深まっております。ホームページや掲示板等書かれれば侮辱罪とか名誉棄損とか法律に抵触してしまいますような事例に発展しかねません。こうした少年に関してはインターネット上のエチケット等を学ぶ機会が少ないと思います。県警の方でフィルタリング講習やSNSの講習を随時行っておりますので、特に小中学校の方でそのような依頼があればお受けしますので是非依頼をしていただければと思います。
会長	他にありますか。(発言なし) 以上で本日の日程をすべて終了いたしました。皆様熱心にご協議いただきありがとうございました。それではここから事務局にお返しします。
事務局	はい、円滑な議事進行ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして副会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
副会長	失礼いたします。今日は事務局の方から、本当に丁寧なご説明をお聞きしましていじめや不登校とか暴力行為等、子供たちをめぐる実態について理解をすることができました。この協議会に集まった者が、問題の解決に向けて自分たちの組織の立場でどんなことができるか、また他の組織とどういった連携ができるかを考える事ができたという事は大変貴重だと思っております。今後ともこういった繋がりを深めていきたいものだと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。どうもお疲れ様でございました。
全員	ありがとうございました。
事務局	以上を持ちまして安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会 定例会議を終了いたします。ありがとうございました。
全員	ありがとうございました。